

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 いなほ福祉会

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 いなほ福祉会

1. 身体拘束の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用児（者）の生活の自由を制限することであり、利用児（者）の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用児（者）の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

（１）根拠となる法律

- ①障害者虐待防止法
- ②児童虐待防止法

（２）緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用児（者）個々の心身の状況を勘案し、障がい特性を理解した上で身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則です。

しかしながら、以下の３つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：利用児（者）本人又は他の利用児（者）の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束廃止委員会に関する事項

（１）身体拘束廃止委員会の設置

当法人では、身体拘束等の適正化について検討する、身体拘束廃止委員会を設置します。なお、身体拘束廃止委員会は虐待防止委員会と一体的に設置運営するものとします。この委員会の最高責任者は理事長とします。

①設置目的

- ・法人内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討します
- ・身体拘束等の発生の事例に対し、発生の状況、原因、結果等を分析し、当該事例の適正性と適正化のための方策を検討します
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討をします
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行います
- ・報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底します
- ・適正化のための方策を講じた後、その効果について評価します

②委員会の構成員

- ・虐待防止委員会委員
- ・事案発生の場合のみ、事案発生事業所の管理者および人権擁護推進委員

③委員会の開催

- ・1カ月に1回以上開催します。
- ・必要時は随時開催します。

④各構成員の役割

【理事長】

- ・身体拘束における諸課題等の責任者
- ・支援現場における諸課題等の責任者

【法人経営会議メンバー】

- ・利用児（者）の状態把握
- ・記録の整備
- ・事案発生事業所への専門的指導・助言
- ・法人全職員への身体拘束等の適正化のための職員教育

【事案発生事業所管理者】

- ・利用（児）者・家族への連絡調整と相談支援
- ・施設のハード・ソフト面の改善
- ・身体拘束等の適正化のための職員教育

【事案発生事業所人権擁護推進委員】

- ・チーム支援の確立、個別支援計画の評価と見直し
- ・利用児（者）の尊厳の理解の啓発
- ・利用児（者）の疾病、障害等による行動特性の理解の啓発
- ・記録の整備

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

法人全職員に対して、身体拘束等の適正化の基礎的内容等の、適切な知識の普及・啓発及び適正化の徹底のために職員教育を行い、内容について記録します。

- ①定期的な教育研修（年1回以上）
- ②新規採用時の身体拘束廃止・改善のための研修
- ③その他必要な教育・研修の実施

4. やむを得ず身体拘束を実施する場合の手順

本人又は他の利用児（者）の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

- （1）身体拘束についての検討と説明書・同意書の作成

各事業所の管理者および人権擁護推進委員を中心として、緊急やむを得ない状況になった場合を想定して、拘束による利用児（者）の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、①切迫性 ②非代替性 ③一時性の3要素全てを満たしているかどうかで、身体拘束を行うかどうかについて判断します。

身体拘束を行うことを選択した場合は拘束の方法、場所、時間帯について検討し、本人・家族等に対する「身体拘束に関する説明書・同意書」を作成するとともに、身体拘束廃止委員会への報告を行います。

（2）利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分理解・同意が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

（3）記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式（「身体拘束報告書」）を用いてその様子・心身の状況ややむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は5年間保管し、提示できるようにします。

（4）拘束の解除

（3）の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人・家族等に報告します。

なお、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人・家族等に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

5. 日常支援における基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・利用児（者）主体の行動・尊厳のある生活に努めます。
- ・言葉や対応等で、利用児（者）の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ・利用児（者）の思いを汲み取り、利用児（者）の意向に添ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ・利用児（者）の安全を確保する観点から、利用児（者）の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討します。
- ・「やむを得ない」ということを理由に拘束に順ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用児（者）に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

6. 利用児（者）等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・本指針は利用児（者）及び家族において各事業所にて閲覧できます
- ・本指針は利用児（者）及び家族が閲覧できるようにホームページ等に掲載します。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくように取り組む必要があります。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束を行っていないか。
- ・強度行動障害というだけで、安易に身体拘束を行っていないか。

※ 身体拘束に準じる行為と感じたら、情報を公表することが職員としての責務です。

附則

この指針は、令和4年 1月 1日より施行する。